重要事項説明書及び契約書

訪問看護ステーション　えむ

合同会社　ひなた

重要事項説明書及び契約書（介護予防訪問看護を含む）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます）と合同会社ひなたの営む訪問看護ステーションえむ（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第１条　契約の目的

事業者は、医療保険法令（または介護保険法令）及びこの契約書に従い、利用者に対しその有する能力に応じ、療養上の世話、診療の補助、心身の機能維持・回復を図るために訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条　契約期間

1. この契約の期間は契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでとします。ただし第６条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日とします。
2. 上記の契約満了日の７日前までに、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動的に更新されるものとします。

第３条　訪問看護計画の作成・変更

1. 事業者は、医師の診断に基づき、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。そして「訪問看護計画書」に従ってサービスを提供します。
2. 事業者は、訪問看護計画書の内容を利用者及びその家族等に対し説明し、利用者の同意を得るものとします。
3. 事業者は利用者や家族等がサービスの内容や提供等の変更を希望した場合、利用者の心身の状況、環境の変化により変更を要する場合、主治医と相談の上「訪問看護計画書」の変更を行います。また書面を交付し説明を行い、利用者および家族等の同意を得るものとします。
4. 「訪問看護計画書」は利用者の関係先へ随時報告します。

第４条　サービス提供の記録など

事業者は、「訪問看護記録書」などの記録を作成した後５年間はこれを適正に保管し、利用者本人から開示の求めがあった場合は、当事業所の営業時間内（訪問時）に閲覧に応じます。また実費負担により、その写しを交付します。

第５条　利用者負担金及びその滞納など

1. 利用者負担金は、利用料金表（別紙）に記載する通りとします。
2. 事業者は、当月の自己負担による利用料合計金額を、明細を請求書に付して翌月１５日までに利用者あてにお届けします。利用者は、当月の自己負担による利用料金を請求月の最終訪問日、または翌月の初回訪問日に事業者に現金にて支払います。
3. 利用者負担金は関係法令に基づき定められているため、契約期間中にこれが変更になった場合は、事業者は利用者に対し１か月前までに文章で通知することにより、改定後の利用単位ごとの料金へ変更ができます。利用料金の変更時は、新たな重要事項説明書を作成し、相互に取り交わします。
4. 利用者が正当な理由なく事業者へ支払うべき利用料負担金を３か月以上滞納した場合、事業者は１か月の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告を行うことができます。

第６条　契約の終了

1. 利用者は事業者に対し、１か月の予告期間をおいて文章で通知をすることで、この契約を解除する事ができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。
2. 事業者は利用者に対し、１か月の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することで、この契約を解約する事ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知する事で、直ちにこの契約を解約する事ができます。
   ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
   ② 事業者が守秘義務に反した場合
   ③ 事業者が利用者やその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
   ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知する事で、直ちにこの契約を解約する事ができます。
   ① 利用者の自己負担によるサービス料金が３か月以上遅延し、１か月の予告期間をおいて契約終了を催促したにも関わらず、支払いが行われない場合
   ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
   ① 利用者が長期（３か月以上）にわたり医療機関または介護施設等に入院した場合
   ② 主治医により訪問看護が必要ないと判断された時
   ③ 利用者が亡くなられた時
   ④ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（介護保険利用時）

第７条　損害賠償

事業者は、サービスの提供に伴い、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。ただし、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

第８条　個人情報保護及び秘密保持

1. 事業者及び事業者に従事する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、利用者または第三者の生命や身体等に危険がある場合など正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、在職中はもとより職員の退職後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
3. 事業者は、利用者およびその家族等の個人情報を利用者およびその家族等の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第９条　相談苦情対応

1. 事業者は利用者およびその家族等からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応をします。
2. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、市町村に対していつでも苦情を申し立てることができます。

第１０条　本契約に定めのない事項

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのないものについては、医療保険法令・介護保険法令その他の関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第１１条　裁判管轄

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることとし、予め合意します。

第１２条　反社会勢力の排除

1. 利用者およびその代理人または事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し且つ将来にわたっても該当しないことを確約する事とします。
① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動など、標榜ロゴまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）
② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、」または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑥ 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者および事業者は、自らまたは第三者を利用しての各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約することとします。
① 暴力的な要求行為
② 法的責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の陣容を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤ その他、前各号に準ずる行為

3. 利用者または事業者は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずしてこの契約を解除することができることとします。
① 第１項各号の表明が事実に反することが判明したとき
② 第１項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
③ 第２項各号の確約に反して、同項いずれかに該当する行為を行ったとき

4. 第３項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手に対し解除により生じた損害を賠償しなければならないものとします。
5. 第３項の規定により本契約が解除された場合には、解除された場合には、解除された者は解除による損害について、その相手方に対し何らの請求も行うことができないものとします。

訪問看護重要事項説明書

（令和　　６年　　12月　１日現在）

１　訪問看護ステーション　えむ　概要

（１）提供できるサービスの地域

事業者名称	訪問看護ステーション　えむ
所在地	糸島市前原駅南１丁目6-5-２０１号
介護保険指定番号	４０６２０９０１６４
法人種別	合同会社
代表者	柴田　ひとみ
電話番号	092-332-1304
サービスを提供する地域	糸島市 福岡市西区 福岡市早良区 唐津市 ※唐津市においては事業所より４０ｋｍ圏内とする その他提供地域以外の方もご相談ください

（２）職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	3名	0名	訪問看護サービスの提供	3名
訪問看護	准看護師	0名	0名	訪問看護サービスの提供	0名

２ 事業の目的

第１条　合同会社ひなたが実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

運営方針

第２条　本事業の運営方針は、以下のとおりとする。

（１）指定訪問看護等においては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

（２）事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（３）利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

（４）指定訪問看護等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。

（５）利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（６）指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

３ 事業所窓口の営業日及び営業時間

（１）営業日・時間

営業日	月、火、水、木、金曜日 （その他、事業所が必要と判断した日）
休日	土 日曜日 年末年始（12/31　1/1　1/2　1/3） （その他、事業所が必要と判断した日）

（２）サービス提供時間

サービス提供日	月、火、水、木、金曜日 （その他、事業所が必要と判断した日）
サービス提供時間	午前９時～午後6時

緊急時訪問看護・24時間体制について

営業日・サービス提供時間帯に関わらず、24 時間３６５日、常時電話連絡が可能な体制をとっております。また緊急時などは時間外でも訪問いたします。しかし、緊急時の訪問に関しましては事業者都合により訪問できない場合があります。時間外サービスの場合は利用料が異なります。（利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。）

※時間帯については、下記を参照してください。

・早朝・・・・午前6時～午前8時　・夜間・・・・午後6時～午後10時

・深夜・・・・午後10時～午前6時

４ サービス提供内容

① 病状のチェックと助言（体温・血圧・脈拍・心の健康・生活動作・病気の予防など）
② 療養上の世話（身体清潔のお世話・食生活の助言・援助など）
③ コミュニケーションの援助
④ 慢性疾患の看護、合併症への看護、療養生活の相談・助言
⑤ 褥瘡の予防・処置
⑥ 服薬指導、服薬管理などの相談・援助
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 家族や同居者への療養生活や介護方法の指導
⑨ その他医師の指示による医療処置

５ 利用料金

（１）事業者は利用料として、厚生労働省の告示の単価による利用料金の支払いを利用者から受けるものとする。（利用料金は別紙参照）
（２）キャンセル料については、利用者は下記料金表に定めたとおりの費用を事業者へ支払うものとする。

料金表

キャンセルの連絡をサービス利用日の前営業日１７時までにいただいた場合	無料
キャンセルの連絡をサービス利用日の前営業日１７時以降にいただいた場合	６０００円（消費税別）
キャンセルの連絡がない場合	８０００円（消費税別）

※キャンセル料につきましては、基本請求いたしませんが、事業者が必要と判断した場合請求させていただきます。（例：無断キャンセルが続く場合など）

６ 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	利用料、利用者負担額、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届けします。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	請求月の最終訪問日、または翌月の初回訪問日までに現金でお支払い下さい。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

７ サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いします。
契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- 利用者が長期（3か月以上）にわたり医療機関または介護施設に入所した場合
- 主治医により訪問看護が必要ないと判断された時
- 利用者が亡くなられた場合
- 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（介護保険使用の場合）

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文章で解約を通知することにより即座に契約を解約することができます。
- 利用者やご家族等が、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- 利用者及び従業者が当日の健康チェックの結果、体調不良が認められた場合サービスを変更・中止することがあります。
- ご利用中に利用者の体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合はご家族等に連絡の上、適切に対応します。
- 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合速やかに事業所へ申告してください。
- 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害等によりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した時には、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

８　緊急事態および事故発生時の対応方法

① 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
② 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
③ 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は損害賠償保障制度に加入します。

９ サービスの内容に関する苦情

訪問看護ステーションえむの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	所 在 地　福岡県糸島市前原駅南１丁目６番５号 キャメロット前原駅南２０１号室 担当者　　柴田　ひとみ 電話番号　090-2163-3508 ﾌｧｯｸｽ番号 受付時間　9時～17時
【公的機関の相談窓口】	糸島市役所 健康福祉部介護・高齢者支援課介護保険係 092-332-2070 福岡市西区役所 福祉・介護保険課介護サービス係 092-895-7066 福岡市　早良区役所 福祉・介護保険課介護サービス係 092-833-4355 唐津市役所 高齢者支援課 0955-70-0102 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 092-642-7859

① 利用者は提供されたサービスに対して相談や苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも連絡することができます。
② 事業者は、相談または苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。（サービス担当責任者：柴田　ひとみ　090-2163-3508）
③ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者にとって何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

１０　衛生管理等

事業者は、従業員の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また事業者は事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に会議を実施します。またその結果について従業員に周知を徹底します。
② 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
③ 事業所において、従業員に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修会や訓練を行います。

１１　虐待防止について

当該事業者は、利用者様の人権擁護、虐待の防止のために以下の対策を講じます。

① 虐待防止責任者を選任しています。
② 虐待防止責任者：柴田　ひとみ
③ 苦情解決のための体制を整備しています。
④ 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
⑤ サービスの提供中に、養介護従事者または擁養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

12　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

① 看護師等は、年金の管理、金銭の賃借などの金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。
② 看護師等は、健康・老人保険制度上、利用者の心身の機能の維持及び回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
④ サービス実施のために必要となる備品、光熱費や電話等の費用は利用者様にご負担いただきますのでご了承ください。
⑤ サービスを提供する看護師等について変更の希望がある場合は、事業所の相談・苦情窓口へご連絡ください。検討の上対応させていただきます。なおサービス担当看護師の固定、指名は致しかねます。また、事業者の都合によりサービス提供者を変更する場合は、サービス提供責任者より事前に連絡します。
⑥ 利用者の病状や状況に応じ、看護師等が２名以上で対応する場合があります。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上
１通ずつ保有するものとします。

契約締結日＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

【利用者】

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金などについて訪問看護ステーションえむより説明を受け、内容を確認しました。

私はこの契約書で確認した訪問看護サービスを申し込みます。

（住所及び電話番号）

〒　　－

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（生年月日）

Ｓ・Ｈ・Ｒ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

【署名代行者】（代理人）※利用者が署名押印できない場合

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金などについて訪問看護ステーションえむより説明を受け、内容を確認しました。

私はこの契約書で確認した訪問看護サービスを申し込みます。

（関係）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住所）

〒　　－

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事業者】

当事業者は、指定看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明を行いました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスについて誠実に責任をもって提供します。

合同会社　ひなた

訪問看護ステーション　えむ

福岡県糸島市前原駅南１丁目６番５号キャメロット前原駅南２０１号室

代表者　柴田　ひとみ　　印　　説明者　　印